

詳しくは、各制度の（ ）内に記載された窓口等にてご相談下さい。

- 災害時特有の問題を知りたい・・・→①へ
- お金の支援制度（給付・貸付）・・・→②③へ
- 住宅の修理・再建の支援制度・・・→④へ
- 仮設住宅・公営住宅・・・→⑤へ
- 個人が抱えるローンの悩み・・・→⑥へ
- 子ども・教育の支援制度・・・→⑦へ
- 雇用・事業の支援制度・・・→⑧⑨へ
- 税金・保険料などの減免制度・・・→⑩へ

被災者支援チェックリスト

2019年1月版


フローに沿って支援情報をチェック

⑩ 税金・保険料などの減免制度


- グループ補助金 (中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業) (都道府県) 複数の中小企業で構成したグループが復興事業計画を作成し、認定を受けることで設備・施設の復旧・整備について補助を受けることができます。
- 地方税の減免・猶予 (都道府県・市町村) 住民税、固定資産税などが対象。
- 国税の減免・猶予 (税務署) 申告期限の延長、納税猶予、予定納税減額、源泉所得税等の徴収猶予、所得税の軽減など。
- 医療保険・介護保険 (健保組合・市町村等) 医療費や窓口負担減免の制度があります。
- 公共料金、使用料、保育料、放送受信料など (都道府県・市町村・関係事業者) 災害時の特別措置がとられる可能性があります。

支援情報をさらに詳しく知りたいときは

内閣府の被災者支援情報ページ



復旧・復興支援制度情報 (個人・事業者の支援制度を検索できます)



① 災害時特有の制度・問題

- ① 被災証明書とは 市町村が発行窓口となる。地震・水害等による家屋被害の程度(全壊・大規模半壊・半壊の一部)を証明する。各種支援金、申請の減免、生命保険、損害保険の請求には原則不要です。被災証明のためには可能な限り写真などを残しておきましょう。
- ② 応急危険度判定とは 全壊等の二次被害防止のため、緊急に建物の危険性をチェックするもの。危険(赤)・要注意(黄)・被害の恐れ(緑)の3段階で、黄色以上は、避難指示(緊急)の発令の対象となります。各市区町村で、被災証明書の提出を要する場合があります。
- ③ 権利証や健康保険証などの紛失 不動産の権利証、預金通帳、実印などを紛失した場合、健康保険証が手元になくても、氏名、生年月日等を基に土地の境界の特定に役立ちますので、可能限り保存に努めてください。
- ④ 運転免許証の有効期間延長 特定非常災害に指定されれば、免許証の有効期間が延長される場合があります。紛失の場合は、運転免許センターや警察署で再交付手続を。
- ⑤ 陸上自動車(運輸局・運輸支局) 津波で自動車申請ができていない場合は、手続を緩和して申請登録申請ができていない場合があります。運輸局、運輸支局に相談を。

⑧ 雇用関係の支援制度

- 労災保険の支給 労働者が仕事上や通勤中に、地震・豪雨等により建物が崩壊したことなどが原因となって受けた場合には、労災保険の給付を受けられます。
- 雇用関係の支援制度(労働者・労働者健康安全機構) 労災保険が適用されない場合に未払給与や退職金の支払いを受けられます。
- 未払賃金立替払制度(労働者) 労災保険が適用されない場合に未払給与や退職金の支払いを受けられます。
- 雇用調整助成金(労働局・ハローワーク) 地震・豪雨等に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされ、労働者に休業手当を支払った場合に一定の助成金を受け取れる場合があります。
- 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)(商工会議所・商工会) 商工会議所等の経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保で行う融資。
- 農林漁業者に対する資金貸付(日本政策金融公庫等) 災害復旧貸付(日本政策金融公庫・商工会等) 災害を受けた中小企業等に事業再開のための資金貸付。
- セーフティネット保証(災害関係保証(信用保証協会) 一般保証とは別枠で保証。無担保8000万円、最大2.8億円。

② お金の支援制度(借りられる)

- 被災者生活再建支援法による給付(都道府県・市町村) ※④を参照(最大300万円)
- 災害申救金法による給付(市町村) ・災害申救金(遭難に最大500万円) ・災害障害費(重い後遺障害に最大250万円) ・被害金(各自自治体) 被害の内容、程度、自治体により異なります。申請書で、被災証明書の提出が必要になることも。
- 義援金(都道府県・市町村) 避難所等の避難先での申請が可能です。義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です。
- 生活保護(都道府県・市町村) 避難所等の避難先での申請が可能です。
- 災害申救金法による貸付(市町村) 災害支援資金制度(負債・住家被害 最大350万円) 緊急生活補給金(10万円・無利子) 緊急生活資金(150万円・無利子~1.5%) その他(総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金) 母子父子寡婦福祉資金貸付金(自治体の福祉事務所) 被災者には償還金の支払猶予措置もあり。
- 年金担保貸付(被災年金担保貸付)(独立行政法人福祉医療機構) 年金担保の8割かつ200万円以内など。使途は保健・医療や住宅改修費など。
- 恩給等担保貸付(日本政策金融公庫等) 恩給、年金を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資。250万円以内など。
- 不動産担保によるリバースモーグ貸付(住宅金融支援機構) 60歳以上なら、生存中、利息のみ支払いの災害時特例あり。

⑦ 子ども・教育の支援制度

- 幼稚園の就園奨励費(災害) 幼稚園、保育料、入園料、送料、教材費、教材、文房具、小中高の児童・生徒へ教科書、教材、文房具、通学用品を支給。
- 特別支援学校等への就学奨励費(都道府県) 市町村・学校 通学費、学用品等を援助。
- 小中学生の就学援助措置(都道府県・市町村) ・小学校 就学に必要な学用品、教科書、教材、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助。
- 高等学校等減免措置(都道府県) ・市町村・学校 授業料、受講料、入学科、受験料の減免、猶予。学校により異なりますが、授業料等の減免、猶予があります。
- 大学等奨励費(各大学) 学校により異なりますが、授業料等の減免、猶予があります。
- 国の教育ローン(日本政策金融公庫等) 入学資金、在学資金等の融資。一人あたり350万円以内。

④ 住宅の修理・再建の支援制度

- 被災者生活再建支援法(都道府県・市町村) 基礎支援金(全壊等100万円)、加算支援金(住宅建設・購入200万円)、補修(100万円、貸借50万円) ※貸付も対象。使途は任意。 ※単身世帯は4分の3 ※加算支援金(補修)の受給は災害公営住宅の同居被災者(被災者)が対象。 ※ただしこの制度は被災者の入居資格を失う可能性があります。
- 災害救助法の応急修理(都道府県・市町村) 応急修理補助(58万4000円/2018年基準) ※ただしこの制度は被災者の入居資格を失う可能性があります。
- 公営解体(市町村) 大規模災害時、全半壊家屋は公営(無償)で解体してもらえる場合があります。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理のために被災区分別(日本建築防災協会・有料)の利用も検討を。
- 生活福祉資金貸付制度による住宅補修費貸付(社協) 250万円以内(無利子~1.5%)、所得要件等あり。
- 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付(自治体の福祉事務所) 住宅の補修等について200万円以内で貸付。
- 建設・購入の災害復興住宅融資(住宅金融支援機構等) 半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。
- 修理の災害復興住宅融資(住宅金融支援機構等) リフォーム、修繕、地盤復旧への補助など多数事例あり。自治体からの情報に注意を。

⑤ 被災者生活再建支援法による給付(市町村)

- 被災者生活再建支援法による給付(市町村) ・基礎支援金(全壊等100万円) ・加算支援金(住宅建設・購入200万円) ・補修(100万円、貸借50万円) ※貸付も対象。使途は任意。 ※単身世帯は4分の3 ※加算支援金(補修)の受給は災害公営住宅の同居被災者(被災者)が対象。 ※ただしこの制度は被災者の入居資格を失う可能性があります。
- 災害救助法の応急修理(都道府県・市町村) 応急修理補助(58万4000円/2018年基準) ※ただしこの制度は被災者の入居資格を失う可能性があります。
- 公営解体(市町村) 大規模災害時、全半壊家屋は公営(無償)で解体してもらえる場合があります。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理のために被災区分別(日本建築防災協会・有料)の利用も検討を。
- 生活福祉資金貸付制度による住宅補修費貸付(社協) 250万円以内(無利子~1.5%)、所得要件等あり。
- 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付(自治体の福祉事務所) 住宅の補修等について200万円以内で貸付。
- 建設・購入の災害復興住宅融資(住宅金融支援機構等) 半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。
- 修理の災害復興住宅融資(住宅金融支援機構等) リフォーム、修繕、地盤復旧への補助など多数事例あり。自治体からの情報に注意を。

点線に沿って切り取り、折りたたんで平時から携行を
 この被災者支援情報のチェックリスト集は、配布・謄写自由です。
 個人・団体問わず周囲に積極的に配布し、平時から備えることで、災害時に支援制度を確実に利用し、災害からの復旧・復興につなげて下さい。